

## 日米貿易協定による長野県の農林産物の 生産額への影響（試算）について

長野県 T P P 等農業分野等対策本部

国が令和元年 12 月に公表した『日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について（試算）』に準じて、合意内容の最終年における生産額への影響を算出した。対象品目については、国が対象とした品目に加え、県の生産額が 10 億円以上で影響が見込まれる園芸品目を独自に追加した。本県農林産物への影響額（生産減少額）は、日米貿易協定で 14 億 4,100 万円、日米貿易協定と T P P 11 を合わせた場合で 25 億 1,000 万円となった。

### 1 品目の選定方法

試算の対象品目については、T P P 12（平成 28 年 2 月）や T P P 11（平成 30 年 2 月）に係る県影響試算と同じ基準を適用し、以下のとおりとした。

#### 【日米貿易協定の試算対象品目】

- ア) 国が試算した関税率 10%以上かつ国内生産額 10 億円以上の品目である、33 品目（本県で該当した農畜産物 9 品目）
- イ) 本県の平成 30 年産の生産額が 10 億円以上の品目で、国が平成 27 年 11 月に公表した定性分析において「影響は限定的」とされている品目（3 品目）
  - ※従前から関税が設定されていない「花き」、国の定性分析において「影響は見込み難い」「評価していない」とした品目、日米貿易協定の関税削減対象から除外され影響が見込まれない品目は除く

#### 試算対象品目 【合計 12 品目（下線は県独自品目）】

小麦、大麦、りんご、レタス、セルリー、ブロッコリー、加工用トマト、牛肉、豚肉、牛乳乳製品、鶏肉、鶏卵

#### 【日米貿易協定と TPP11 を合わせた場合の試算対象品目】

- ア) 国が試算した関税率 10%以上かつ国内生産額 10 億円以上の品目である、33 品目（本県で該当した農畜産物 10 品目、林産物 1 品目）
- イ) 本県の平成 30 年産の生産額が 10 億円以上の品目で、国が平成 27 年 11 月に公表した定性分析において「影響は限定的」とされている品目（5 品目）
  - ※従前から関税が設定されていない「花き」、国の定性分析において「影響は見込み難い」「評価していない」とした品目、日米貿易協定の関税削減対象から除外され影響が見込まれない品目は除く

#### 試算対象品目 【合計 16 品目（下線は県独自品目）】

米、小麦、大麦、りんご、ぶどう、レタス、セルリー、ブロッコリー、加工用トマト、アスパラガス、牛肉、豚肉、牛乳乳製品、鶏肉、鶏卵、合板等

### 【参考（TPP12の試算対象品目）】

ア) 国が試算した関税率 10%以上かつ国内生産額 10 億円以上の品目である、33 品目（本県で該当したもの農畜産物 10 品目、林産物 1 品目）

イ) 本県の平成 26 年産の生産額が 10 億円以上の品目で、国が平成 27 年 11 月に公表した定性分析において「影響は限定的」とされている品目（8 品目）

※従前から関税が設定されていない「花き」、国の定性分析において「影響は見込み難い」「評価していない」とした品目は対象から除く

#### 試算対象品目 【合計 19 品目（下線は県独自品目）】

米、小麦、大麦、りんご、ぶどう、レタス、セルリー、ブロッコリー、トマト  
加工用トマト、アスパラガス、いちご、ばれいしょ、牛肉、豚肉、牛乳乳製品、  
鶏肉、鶏卵、合板等

## 2 試算方法

- (1) 国が試算を行った品目については、国の試算方法※に準じて試算を行い上限値・下限値の区分はせず影響が最大になると見込まれる額（下限値）を適用
- (2) 国が試算を行っていない品目については、輸入される時期と本県の出荷時期との違いや、県産品と輸入品の品質面等から、国の算出方法の（2）の競合しない部分を該当させ、「競合する部分の価格低下率の 1/2 の割合で価格が低下すると見込む」方法を用いて試算
- (3) 影響試算の品目別価格は、TPP12 や TPP11 の県影響試算と同様、国が示した国産品価格を使用

#### ※<参考：国の試算方法>

- (1) 内外価格差、品質格差等の観点から、品目ごとに輸入品と競合する部分と競合しない部分に二分
- (2) 価格については、原則として競合する部分は関税削減相当分の価格が低下し、競合しない部分は競合する部分の価格低下率の 1/2 の割合で価格が低下すると見込む
- (3) 生産量については、国内対策の効果を考慮

# 日米貿易協定による県産農林産物の生産額への影響

日米貿易協定：14億4,100万円減少

日米貿易協定と TPP11 を合わせた場合：25億1,000万円減少

	品 目	H30年県生産額 (百万円)	影響額 (百万円)	
			日米貿易協定	日米貿易協定と TPP11 を合わせた場合
穀類	米	48,500	除外	0
	小麦	323	31	59
	大麦	81	1	7
果樹	りんご	27,468	(生果) 0	(生果) 0
			(果汁) 62	(果汁) 62
	<u>ぶどう</u>	20,710	除外	342
野菜	<u>レタス</u>	22,980	346	346
	<u>セルリー</u>	2,881	20	20
	<u>ブロッコリー</u>	4,100	34	34
	加工用トマト	335	0	0
	<u>アスパラガス</u>	2,880	除外	26
畜産	牛肉	8,454	646	1,099
	豚肉	5,391	271	318
	牛乳乳製品	10,577	25	28
	鶏肉	2,905	2	2
	鶏卵	1,785	3	3
農産物計		298,300	1,441	2,346
林産物	合板等	2,827	除外	164
合 計		301,127	1,441	2,510
県試算対象品目数			12品目	16品目

※下線は県独自に試算した品目

※農産物の生産額計には、標記以外の品目の生産額を含む

※「除外」は日米貿易協定において関税削減等の対象から除外された品目

【参考】 T P P 12 による県産農林産物の生産額への影響 (H28. 2 県試算)

T P P 1 2 : 24 億 1, 400 万円減少

	品 目	H26 生産額 (百万円)	影響額 (百万円) T P P 12
穀 類	米	40, 235	0
	小麦	287	56
	大麦	64	6
果 樹	りんご	27, 973	(生果) 0
			(果汁) 68
	<u>ぶどう</u>	14, 595	384
野 菜	<u>レタス</u>	28, 243	387
	<u>セルリー</u>	2, 666	22
	<u>ブロッコリー</u>	2, 647	23
	トマト	1, 824	57
	加工用トマト	522	4
	<u>アスパラガス</u>	2, 254	24
	<u>いちご</u>	1, 493	53
	<u>ばれいしょ</u>	1, 002	24
畜 産	牛肉	8, 486	843
	豚肉	5, 405	324
	牛乳乳製品	11, 010	31
	鶏肉	2, 225	0
	鶏卵	1, 969	5
農 産 物 計		281, 700	2, 311
林産物	合板等	1, 716	103
合 計		283, 416	2, 414
県試算対象品目			19品目

※下線は県独自に試算した品目

※H26 生産額の計の欄には、表記以外の品目の生産額を含む。

【参考】日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響（国の試算）

日米貿易協定：約 600～約 1,100 億円減少

日米貿易協定と TPP11 を合わせた場合：約 1,200 億～約 2,000 億円減少

	品 目	影響額（億円）	
		日米貿易協定	日米貿易協定と TPP11 を合わせた場合
穀類	米	除外	0
	小麦	34	65
	大麦	0.5	4
果樹	りんご	2～5	3～7
	<u>ぶどう</u>	除外	影響は限定的
野菜	<u>レタス</u>	影響は限定的	影響は限定的
	<u>セルリー</u>	影響は限定的	影響は限定的
	<u>ブロッコリー</u>	影響は限定的	影響は限定的
	加工用トマト	0	0
	<u>アスパラガス</u>	除外	影響は限定的
畜産	牛肉	237～474	393～786
	豚肉	109～217	148～296
	牛乳乳製品	161～246	182～276
	鶏肉	16～32	16～32
	鶏卵	24～48	24～48
農産物計		603～1,096	914～1,620
林産物	TPP:合板等	除外	243
農林水産物計(全品目)		603～1,096	1,214～1,977

※下線は県独自に試算対象とした品目で国は試算していない。

※「影響は限定的」等の定性分析については、TPP11 及び TPP12 の影響試算にあたり、国が示した「品目毎の農林水産物への影響について（H29.12、H27.11）」の考え方を準用した。

※農産物計及び農林水産物計については上記以外で国の試算対象となった品目を含む影響額